

河内長野市人権協会の後援名義について

〔対象となる事業〕

- (1) 男女共同参画及び高齢者、子どもに関する事業
- (2) ノーマライゼーションの社会実現に関する事業
- (3) 同和問題に関する事業
- (4) 平和啓発に関する事業
- (5) 前号に掲げるもののほか、人権意識の高揚又は人権学習に関する事業で人権協会が適当と認める事業

〔申請の手続〕

河内長野市人権協会後援名義使用承認申請書（様式第1号）を人権協会に提出してください。

- 【添付資料】
- (1) 申請者の概要（団体規約、役員名簿を含む。）
 - (2) 事業の実施要領又はプログラム
 - (3) 収支予算書等

〔承認の条件〕

- (1) 事業の内容が積極的に市民の人権文化の振興に寄与する活動であり、かつ人権協会の諸施策の実施を妨げるものでないこと。また公序良俗に反しないこと。その他、社会的な非難を受けるおそれのないこと。
- (2) 営利を目的として運営されていないこと。
- (3) 事業実施に際しては、市民等に金品の寄付、援助、事業参加、広報活動等を強要していないこと。

- (4) 事業の内容が、特定の政党及び特定の政党の候補者を支持し若しくはこれに反対するための活動及び特定の宗教のための活動でないこと。
- (5) 後援を理由に、人権協会に対し人的・物的（賛助金等）等の協力要請をしないこと。
- (6) 不測の事故に対して、責任の所在が明らかであること。
- (7) 事業の参加者に対する入場料、参加料等の経済的負担が過重でないこと。
- (8) 原則として本市及び近隣市町村において実績を持つ団体であること。（個人からの申請は不可。）
- (9) その他、人権協会が不相当と認めたものでないこと。

〔後援の取り消し〕

虚偽の申請、その他不正な手段により承認を受けたとき、上記の条件若しくは指示に違反したときは、後援等の承認を取り消すことがあります。（後援を許可することが市民感情に反する場合も含まれます。）

〔報告書の提出〕

事業完了後、河内長野市人権協会後援名義使用事業完了報告書（様式第8号）により、事業の実施状況が確認できる書類を添付して、人権協会に提出してください。

この規定は、平成 26 年 10 月 1 日より施行する。